

大津地域小児救急医療支援事業運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 休日、夜間における小児科医及び医療機関の確保のための調整、協議及び支援等を行い、大津地域小児救急医療支援事業の円滑な推進を図るため、大津地域小児救急医療支援事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、大津地域小児救急医療支援事業の運営等に関し、必要な事項について調整及び協議等を行う。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医療関係団体から選出された者
- (2) 医療機関から選出された者
- (3) 関係行政機関から選出された者
- (4) 保健所長

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて保健所長が招集する。

2 次条の規定により庶務を担当する課の長（以下「庶務担当課長」という。）は、会議進行のため、協議会を構成するもののうちから座長を指名することができる。

3 庶務担当課長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、大津市健康保険部保健総務課において定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、協議会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

(大津地域小児救急医療支援事業運営協議会設置要綱の廃止)

2 大津地域小児救急医療支援事業運営協議会設置要綱（平成16年制定）は、廃止する。